

○役員の配分等に関する規定、考え方

役員名等	配分等に関する規定、考え方	備考
行政部門別常任委員会	行政部門別常任委員会の委員長についての申合せ事項 行政部門別常任委員会の委員長は、過去に当該委員会に所属したことがある委員等を充てるように努める。 ただし、過去に行政部門別常任委員会の委員長を務めた者はこの限りでない。	令和3年度に申合せ一部改正
予算決算常任委員会	※毎年確認 議長を除く全議員で構成 ※予算決算常任委員長と四日市港管理組合議会議長を2大会派で分け合う事例が多い。	
議会運営委員会	議会運営委員会内規 ・5名以上の所属議員を有する団体（以下「会派」という。）が、その会派の所属議員のうちから選出する。 ・各会派が選出する委員の数は、会派の所属議員数の比率を基準とする。 ・4名以下の所属議員を有する団体（以下「少数会派」という。）のうち、2名以上の所属議員を有する少数会派は、本委員会の同意を得て1名の委員を選出できるものとする。 ※毎年確認 会派代表の委員就任 ※委員長は議長会派、副委員長はそれ以外の5人以上の会派	
予決委員会理事	予算決算常任委員会運営要領 理事は、議会運営委員会の委員のうちから委員長が指名する。	
特別委員会	特別委員会の設置等について 特別委員会の委員定数、所属委員数等については、設置の目的に沿って、各会派の議員数を十分考慮した上で、その都度、協議調整して定めるものとする。 ※毎年確認 正副議長は特別委員会に所属しない。 ※設置を提案した会派から委員長を選出する事例が多い。	
正副議長	役員選出申し合わせ事項 正副議長の選出については立候補制とし、重複立候補は認めない。	
各種充て職・委員	正副議長及び常任委員長、委員によるものは委員会で選出	
監査委員	監査委員である議員の議会役員就任についての申合せ事項 監査委員である議員については、常任委員会委員及び特別委員会委員以外の議会の各種役員に就任しないこととする。 ※2大会派から1名ずつ選出する事例が多い。 ※四港監査委員を選出する際は、四港議長会派以外の会派から選出する事例が多い。	
四港議員	※四日市港管理組合議会議員については、特別な規定はない。 ※四日市港管理組合議会議長と予算決算常任委員長を2大会派で分け合う事例が多い。	
各種審議会委員	特になし	
広聴広報会議委員	※少数会派は、広聴広報会議委員と議会改革推進会議役員のいずれかに所属している場合が多い。	
議会改革推進会議役員	※少数会派は、議会改革推進会議役員と広聴広報会議委員のいずれかに所属している場合が多い。	

令和4年度各種役員選出等資料

(1) 各種役員選出の流れ	4
(2) 令和4年度各種役員定数及び会派別配分表	5
(3) 附属参考資料	
① 各種役員選出根拠	6
② 会派別配分基準表	7
(4) 過去の役員選出等資料【令和3年度】	
① 各種役員定数及び会派別選出数	10
② 正副委員長等の選出結果	11
③ 令和3年度の選出結果	12

(1) 各種役員選出の流れ (5月16日～18日)

役員名等	第1段階	第2段階	第3段階	最終段階
行政部門別常任委員会	定数決定	委員の会派別配分	正副委員長の選出方法・ 正副委員長の会派別配分	名簿の提出
予算決算常任委員会	定数決定	(委員の会派別配分)	正副委員長の選出方法・ 正副委員長の会派別配分	名簿の提出
議会運営委員会	定数決定	委員の会派別配分	正副委員長の選出方法・ 正副委員長の会派別配分	名簿の提出
予決委員会理事	定数決定	理事の会派別配分		名簿の提出
特別委員会	設置する委員会の名称及び所管事項 ※ 所属委員の考え方 定数決定	委員の会派別配分	正副委員長の選出方法・ 正副委員長の会派別配分	名簿の提出
正副議長	申し合わせ事項の取扱い	所信表明会座長の選任 所信表明会の開催		
各種充て職・委員	就任及び選出方法			
監査委員		委員の会派別配分		名簿の提出
四港議員		議員の選出方法・配分	議長の配分	名簿の提出
各種審議会委員		委員の会派別配分		名簿の提出
広聴広報会議委員	定数決定	委員の会派別配分		名簿の提出
議会改革推進会議役員	※2年任期 (令和3～4年度)			

※特別委員会の名称及び所管事項は5月12日から協議

(2) 令和4年度各種役員定数及び会派別配分表

令和4年4月30日時点

役職名	会派別	4年度定数		新政みえ	自由民主党	草莽	公明党	日本共産党	草の根運動いが	備考
		3年度定数	4年度定数							
総務地域連携推進委員会	デジタル	8		20	19	6	2	1	1	49
戦略企画雇用経済常任委員		9								
環境生活農林水産常任委員		8								
医療保健子ども福祉病院常任委員		9 (1)								
防災県土整備企業常任委員		8								
教育警察常任委員		9 (2)								
小計		51 (3)								
予算決算常任委員(別枠)		50 (2)								
理事會(正副委員長除く)		7								
特別委員会		11								
特別委員会		11								
特別委員会		22								
議会運営委員		9								
監査委員		2								
四日市港管理組合議会議員		3	2[在職2年] 1[在職1年]							
環境審議会委員		3	3 (在職2年)							
都市計画審議会委員		6	3 (在職1年)							
広聴広報会議委員(座長を除く)		9								11人以内
議会改革推進会議役員		13	任期2年(R3~4年度)							任期2年

※()内の数値は次員数

(3) 附属参考資料
① 各種役員選出根拠

役職名	設置根拠法令等	選出数	構成委員数	備考
議長	地方自治法第103条	1		
副議長	地方自治法第103条	1		
監査委員	地方自治法第195条、第196条		議員から選任する監査委員の数 2人又は1人 監査委員の定数4人	
四日市港管理組合議会議員	四日市港管理組合同規約第6条	5	県議会議員5人 市議会議員4人	県議会議員5人のうち、2人は在任期間2年、3人は在任期間1年 ※三重県議会一般選挙後4年目において選出する3人については在任期間1年。
議会運営委員会委員	地方自治法第109条 委員会条例第1条			
常任委員会委員	地方自治法第109条 委員会条例第1条、第2条	50		
特別委員会委員	地方自治法第109条 委員会条例第4条			
環境審議会委員	環境基本法第43条 環境審議会条例第3条	3	県議会議員 学識経験者 行政機関職員 計30人以内	
都市計画審議会委員	都市計画法第77条 都市計画審議会条例第2条	6	県議会の議員 6人以内	
広聴広報会議委員	会議規則第103条 広聴広報会議規程第3条		副議長及び会派から選出する議員 委員11人以内	副議長が座長
議会改革推進会議役員	三重県議会基本条例第22条 議会改革推進会議規約第4条		会長：1人 副会長：2人 幹事長：1人 幹事：若干名 監事：2名	任期2年

② 会派別配分基準表 (その1)

人員	新政 み え		自由民主党		草 莽		公 明 党		日 本 共 産 党		草 の 根 運 動 い が	
	会派 人数	20 20 ÷ 49 配分式 配分率	会派 人数	19 19 ÷ 49 配分式 配分率	会派 人数	6 6 ÷ 49 配分式 配分率	会派 人数	2 2 ÷ 49 配分式 配分率	会派 人数	1 1 ÷ 49 配分式 配分率	会派 人数	1 1 ÷ 49 配分式 配分率
2	1	0.8163	1	0.7755		0.2449		0.0816		0.0408		0.0408
3	1	1.2245	1	1.1633	1	0.3673		0.1224		0.0612		0.0612
4	2	1.6327	2	1.5510		0.4898		0.1633		0.0816		0.0816
5	2	2.0408	2	1.9388	1	0.6122		0.2041		0.1020		0.1020
6	3	2.4490	2	2.3265	1	0.7347		0.2449		0.1224		0.1224
7	3	2.8571	3	2.7143	1	0.8571		0.2857		0.1429		0.1429
8	3	3.2653	3	3.1020	1	0.9796	1	0.3265		0.1633		0.1633
9	4	3.6735	4	3.4898	1	1.1020		0.3673		0.1837		0.1837
10	4	4.0816	4	3.8776	1	1.2245	1	0.4082		0.2041		0.2041
11	5	4.4898	4	4.2653	1	1.3469	1	0.4490		0.2245		0.2245
12	5	4.8980	5	4.6531	1	1.4694	1	0.4898		0.2449		0.2449
13	5	5.3061	5	5.0408	2	1.5918	1	0.5306		0.2653		0.2653
14	6	5.7143	5	5.4286	2	1.7143	1	0.5714		0.2857		0.2857
15	6	6.1224	6	5.8163	2	1.8367	1	0.6122		0.3061		0.3061
16	7	6.5306	6	6.2041	2	1.9592	1	0.6531		0.3265		0.3265
17	7	6.9388	7	6.5918	2	2.0816	1	0.6939		0.3469		0.3469
18	7	7.3469	7	6.9796	2	2.2041	1	0.7347	1※	0.3673	1※	0.3673
19	8	7.7551	7	7.3673	2	2.3265	1	0.7755	1※	0.3878	1※	0.3878
20	8	8.1633	8	7.7551	3	2.4490	1	0.8163		0.4082		0.4082
21	9	8.5714	8	8.1429	3	2.5714	1	0.8571		0.4286		0.4286
22	9	8.9796	9	8.5306	3	2.6939	1	0.8980		0.4490		0.4490
23	9	9.3878	9	8.9184	3	2.8163	1	0.9388	1※	0.4694	1※	0.4694
49	20	20.0000	19	19.0000	6	6.0000	2	2.0000	1	1.0000	1	1.0000

※は、小数点以下の配分率が同じであり、いずれかに1が配分できる。

② 会派別配分基準表 (議会運営委員会、代表者会議) (その2)

人員	新 政 み え			自 由 民 主 党			草 莽		
	会派人数	20	会派人数	19	会派人数	6			
	配分式	20 ÷ 45	配分式	19 ÷ 45	配分式	6 ÷ 45			
	配分率	0.444444	配分率	0.422222	配分率	0.133333			
4	2	1.7778	2	1.6889		0.5333			
5	2	2.2222	2	2.1111	1	0.6667			
6	3	2.6667	2	2.5333	1	0.8000			
7	3	3.1111	3	2.9556	1	0.9333			
8	4	3.5556	3	3.3778	1	1.0667			
9	4	4.0000	4	3.8000	1	1.2000			
10	5	4.4444	4	4.2222	1	1.3333			
11	5	4.8889	5	4.6444	1	1.4667			
12	5	5.3333	5	5.0667	2	1.6000			
13	6	5.7778	5	5.4889	2	1.7333			
14	6	6.2222	6	5.9111	2	1.8667			
15	7	6.6667	6	6.3333	2	2.0000			

[参考]

党派別配分基準表(ドント方式)

割る数	順位	20 新政みえ	順位	19 自由民主党	順位	6 草莽	順位	2 公明党	順位	1 日本共産党	順位	1 草の根運動 いが	順位
1	1	20.000	2	19.000	7	6.000	21 ※	2.000	44 ※	1.000	44 ※	1.000	
2	3	10.000	4	9.500	14	3.000	44 ※	1.000					
3	5	6.667	6	6.333	21 ※	2.000							
4	8	5.000	9	4.750	30	1.500							
5	10	4.000	11	3.800	37	1.200							
6	12	3.333	13	3.167	44 ※	1.000							
7	15	2.857	16	2.714									
8	17	2.500	18	2.375									
9	19	2.222	20	2.111									
10	21 ※	2.000	24	1.900									
11	25	1.818	26	1.727									
12	27	1.667	28	1.583									
13	29	1.538	31	1.462									
14	32	1.429	33	1.357									
15	34	1.333	35	1.267									
16	36	1.250	38	1.188									
17	39	1.176	40	1.118									
18	41	1.111	42	1.056									
19	43	1.053	44 ※	1.000									
20	44 ※	1.000											

※は、同数あり

② 正副委員長等の選出結果 (◎委員長等、○副委員長)

令和4年4月30日時点

役職名	会派別				新政みえ				自由民主党				自由民主党 県議団				草莽				自民党				公明党				日本共産党				草の根運動 いが				備考
	元	2	3	4	元	2	3	4	元	2	3	4	元	2	3	4	元	2	3	4	元	2	3	4	元	2	3	4	元	2	3	4					
常任委員長	◎	○	◎						○												○	◎															役職名の ()内は 令和2年度 までの常任 委員署名
総務地域連携デジタル 社会推進(総務地域連携)	◎	○	◎						○																												
戦略企画雇用経済	○	○	○						◎												◎																
環境生活農林水産	○	◎	○						◎												◎																
医療福祉保健 子ども福祉病院	◎	○	◎						○												○	◎															
防災県土整備企業	○	◎	○						◎												◎																
教育警察	◎	○	◎						◎												○																
予算決算	○	◎	○						◎												◎																
特別委員長 (元)外国人労働者 支援調査	◎												○																								
(2、3)差別解消を目指す 条例検討調査	◎												○																								
(3)花や木で健やかな三重 をつくる条例策定調査			○																																		
議会運営委員会	○	◎	○						◎												◎																
監査委員	◎	◎	◎						◎												◎																会派への 配分
四日市港管理組合議会	◎	◎	◎																																		議長

③ 令和3年度の選出結果 ※令和3年度中に辞職された議員及び辞任された委員を除く。
議長・副議長・監査委員・四日市港管理組合議会議員・議会運営委員・予算決算常任委員会

(◎ 委員長 ○ 副委員長)

委員会等(定数) 会派	議長	副議長	監査委員 (2名)	四日市港管理組合議会議員 (3名)	議会運営委員 (9名)	予算決算常任委員会 正副委員長及び理事(7名)
新政みえ	1名	1名 稲垣 昭義	1名 下野 幸助	1名 (2年) 平畑 武	4名 ○ 藤根 正典 津村 衛 舟橋 裕幸 三谷 哲央	4名 ○ 藤田 直三 (理事) 津村 衛 舟橋 裕幸 三谷 哲央
自由民主党	1名 青木 謙順		1名 木津 直樹	2名 (1年) 野口 正 (2年) 石田 成生	4名 石田 成生 村林 聡 ◎ 小林 正博 中森 博文	4名 ◎ 石田 成生 (理事) 村林 聡 小林 正博 中森 博文
草					1名 長田 隆尚	1名 長田 隆尚
公明党						
日本共産党						
草の根運動いが						

常任委員

(◎委員長 ○副委員長)

党派	委員名 (定数)	総務地域連携 デジタル社会推進 (8名)	戦略企画雇用経済 (9名)	環境生活農林水産 (8名)	医療保健子ども福祉病院 (9名)(次員1)	防災県土整備企業 (8名)	教育警察 (9名)(次員2)
新政みえ	4名	川口 円 ◎森野 真治三幸 藤田 宜裕幸 舟橋 裕幸	3名 藤根 正典 ◎津村 衛央 三谷 哲	4名 ◎中瀬 信之男 濱井 初野 杉本 熊野 村進 一	4名 下野 幸助 ◎田中 智也 稲垣 昭義 日冲 正信	3名 ◎平畑 武美 中瀬 古初子 小島 智子	2名 ◎喜田 健児 廣 耕太郎
自由民主党	2名	◎石垣 智博 中森 博文	4名 ◎野村 保夫 石田 生成人 小林 正人 服部 富男	3名 ◎野口 貴虎 山本 正和 教 和	2名 津田 健児 ◎西場 信行	4名 ◎山崎 博 中嶋 年規 前野 和美 中川 正美	3名 木津 直樹 ◎田中 祐治 村林 聡
草莽	1名	館直人	1名 長田 隆尚	1名 奥野 英介	1名 倉本 崇弘	1名 東 豊	1名 谷川 孝栄
公明党	1名		1名 今井 智広		1名 山内 道明		
日本共産党	1名	山本 里香					
草の根運動いが							1名 稲森 稔尚

特別委員長 (◎委員長 ○副委員長)

会派 委員会名 (定数)	花や木で健やかな三重をつくる条例策定調査 (11名)
新 政 み え	4名 中瀬古 美男野三 濱井初 初熊野三 杉本 熊宜 ○藤田
自 由 民 主 党	5名 野村林部田川 夫人男児美 ◎小服津中 保正富健正
草 莽	1名 東 豊
公 明 党	
日 本 共 産 党	1名 山本里香
草 の 根 運 動 い が	

環境審議会委員・都市計画審議会委員・広聴広報会議委員・議会改革推進会議役員

審議会等 (定数)	環境審議会 (3名)	都市計画審議会 (6名)	広聴広報会議 (9名)(次員1)	議会改革推進会議 (13名)
会派				
新政みえ	1名 杉本 熊野	2名 中瀬 信之 廣 耕太郎	4名 喜田 健児 中瀬 信之 平畑 武智也 田中 智也	5名 (会長1名)：三谷 哲央 (副会長1名)：森野 治真 (幹事2名)：藤根 正典 小島 智子 (監事1名)：喜田 健児
自由民主党	1名 石垣 智矢	2名 小林 貴虎 野口 正	2名 石垣 智矢 山崎 博	5名 (副会長1名)：服部 富男 (幹事長1名)：中森 博文 (幹事2名)：石田 成生 村林 聡 (監事1名)：石垣 智矢
草莽		1名 奥野 英介	1名 谷川 孝栄	1名 (幹事1名)：館 直人
公明党	1名 今井 智広	1名 山内 道明		1名 (幹事1名)：今井 智広
日本共産党			1名 山本 里香	
草の根運動いが				1名 (幹事1名)：稲森 稔尚

令和4年度特別委員会(案)について

会派名	名称	所管事項(調査内容)
新政みえ	—	—
自由 民主党	—	—
草莽	—	—
公明党	—	—
日本 共産党	—	—
草の根 運動いが	—	—

特別委員会の設置等について

平成 21 年 5 月 8 日 代表者会議決定

平成 22 年 3 月 12 日 代表者会議改正

平成 23 年 5 月 9 日 各派世話人会改正

特別委員会について、その機能が十分に発揮されるよう、設置運営等に関して、次のように取り扱う。

1 設置

特別委員会の設置については、必要が生じた都度、代表者会議において設置の可否につき協議、検討を行った上で設置するものとする。

設置期間については、目標とする調査期間をあらかじめ設定し、調査終了後、速やかに廃止するものとする。

2 調査事項等

特別委員会の調査事項は、重要かつ緊急性の高い県政課題等とし、あらかじめ常任委員会の所管事項との関係を明確に整理、調整した上で、目的達成型の特別委員会となるよう課題を絞って調査を行うものとする。

3 委員定数・所属委員

特別委員会の委員定数、所属委員等については、設置の目的に沿って、各会派の議員数を十分考慮した上で、その都度、協議調整して定めるものとする。

4 県内外調査

特別委員会の調査の目的を達成するため、原則として、県内調査については、日帰り調査を適宜、県外調査については、1泊2日以内の行程で1回実施することができるものとする。

5 調査結果

調査結果については、特別委員長報告に加え、課題解決に向けての政策提言を行うなど、多様な活用を図るものとする。

平成19年度以降の特別委員会設置状況

※()内は定数

H19	H20	H21	H22
地域活性化対策調査特別委員会(11)	地域間格差対策調査特別委員会(12)	地域経済活性化対策調査特別委員会(13)	地域主権調査特別委員会(13)
南北格差対策調査特別委員会(13)	NPO等ソーシャルビジネス支援調査特別委員会(12)	地域雇用対策調査特別委員会(13)	新エネルギー調査特別委員会(13)
子育て支援対策調査特別委員会(12)	救急医療体制調査特別委員会(12)		
県立病院等調査特別委員会(13)	食料自給対策調査特別委員会(13)		

H23	H24	H25	H26
東日本大震災に関する復旧・復興支援調査特別委員会(13)	スポーツ振興対策調査特別委員会(9)	新エネルギー等活用調査特別委員会(9)	障がい者雇用促進調査特別委員会(9)
	議員提出条例検証特別委員会(9)	「実はそれ、ぜんぶ三重なんです！」連携調査特別委員会(9)	
	選挙区調査特別委員会(13)	選挙区調査特別委員会(13) <24年度から継続>	

H27	H28	H29	H30
人口減少対策調査特別委員会(13)	子どもの貧困対策調査特別委員会(9)	障がい者差別解消条例策定調査特別委員会(13)	障がい者差別解消条例策定調査特別委員会(13) <29年度から継続>
	サミットを契機とした地域の総合力向上調査特別委員会(9)	働き方改革調査特別委員会(13)	
	選挙区調査特別委員会(15)	選挙区調査特別委員会(15) <28年度から継続>	

R元	R2	R3	R4
外国人労働者支援調査特別委員会(9)	差別解消を目指す条例検討調査特別委員会(11)	差別解消を目指す条例検討調査特別委員会(11) <R2年度から継続>	花や木で健やかな三重をつくる条例策定調査特別委員会(11) <R3年度から継続>
		花や木で健やかな三重をつくる条例策定調査特別委員会(11)	

常任委員会の定数について

令和4年4月30日現在

常任委員会名	所管事項	定数 (欠員)	備考
総務地域連携 デジタル社会推進	○総務部、地域連携部、デジタル社会推進局、選挙管理委員会及び収用委員会の所管並びにこれらに関連すること ○他の常任委員会の所管に属しないこと	8	
戦略企画雇用経済	○戦略企画部、雇用経済部、出納局、議会事務局、監査委員、人事委員会及び労働委員会の所管並びにこれらに関連すること	9	
環境生活農林水産	○環境生活部、農林水産部、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の所管並びにこれらに関連すること	8	
医療保健 子ども福祉病院	○医療保健部、子ども・福祉部、病院事業庁の所管並びにこれらに関連すること	9 (1)	
防災県土整備企業	○防災対策部、県土整備部及び企業庁の所管並びにこれらに関連すること	8	
教育警察	○教育委員会及び公安委員会の所管並びにこれらに関連すること	9 (2)	※議長の欠員を含む
計		51 (3)	

常任委員会名	所管事項	定数 (欠員)	備考
予算決算	○予算及びこれに関連すること ○決算及びこれに関連すること	50 (2)	

行政部門別常任委員会委員の会派別配分数と定数について (◎委員長、○副委員長)

	定数	欠員	選出 すべき 委員数 (実人員数)	配 分 数						備考
				新政 みえ	自由 民主党	草莽	公明党	日本 共産党	草の根 運動 いが	
総務地域 連携デジタル 社会推進	R4									
	R3	8		◎ 4	○ 2	1		1		
戦略企画 雇用経済	R4									
	R3	9		○ 3	◎ 4	1	1			
環境生活 農林水産	R4									
	R3	8		○ 4	◎ 3	1				
医療保健 子ども福祉 病院	R4									
	R3	9	1	◎ 4	○ 3	1	1			
防災県土 整備企業	R4									
	R3	8		○ 3	◎ 4	1				
教育警察	R4									
	R3	9	2	○ 3	◎ 4	1			1	※議長の欠員を含む
合計	51	3								
所属議員(実人員)数			49	20	19	6	2	1	1	

○定数合計は51ですので、定数9の委員会が3つ、定数8の委員会が3つとなります。

○議員辞職による欠員2については、定数9の委員会に割り当てる

○新政みえについては、配分数4の委員会が2つ、配分数3の委員会が4つ

○自由民主党については、配分数4の委員会が1つ、配分数3の委員会が5つ

○草莽については、配分数1の委員会が6つ

○その他の会派(計4人)については、配分数1の委員会が4つ

とすると、委員会間の委員数の偏りを抑えられます。

○なお、議長への就任により委員を辞任することが想定されるため、定数9のうち欠員1を割り当てていない委員会に議長候補者を仮置きしていただくと、委員会間の委員数の偏りが抑えられます。

議会運営委員会委員の会派別配分数と定数について

	定数	配 分 数						備考
		新政 みえ	自由 民主党	草莽	公明党	日本 共産党	草の根 運動 いが	
議会運営委員会	R4							
	R3	9	○ 4	◎ 4	1			
所属議員(実人員)数			20	19	6	2	1	1

予算決算常任委員会理事の会派別配分数と定数について

	定数	配 分 数						備考
		新政 みえ	自由 民主党	草莽	公明党	日本 共産党	草の根 運動 いが	
予算決算常任委員会 理事会	R4							
	R3	7	3	3	1			
所属議員(実人員)数			20	19	6	2	1	1

議会運営委員会構成推移

改選年月	会 派 名	会派 構成人数	議運 内訳	定数	備 考
平成26年 5月	新政みえ	24	6	13	みんなの党：1
	自民みらい	20	5		
	鷹山	3	1		
	公明党	2	1		
平成27年 5月	新政みえ	23	6	11	公明党：2 日本共産党：2 能動：1 大志：1 草の根運動みえ：1
	自民党	18	4		
	鷹山	3	1		
平成28年 5月	新政みえ	23	6	11	鷹山：3 公明党：2 能動：1 大志：1 草の根運動みえ：1
	自民党	18	4		
	日本共産党	2	1		
平成28年9月15日	新政みえ	21	5	10	鷹山：3 公明党：2 能動：1 大志：1 草の根運動いが：1
	自民党	18	4		
	日本共産党	2	1		
平成29年 5月	新政みえ	21	5	10	鷹山：3 公明党：2 能動：1 大志：1 草の根運動いが：1 青峰：1
	自民党	17	4		
	日本共産党	2	1		
平成30年 5月	新政みえ	18	5	11	自民党：4 公明党：2 日本共産党：2 大志：1 草の根運動いが：1 青峰：1
	自由民主党県議団	13	4		
	能動	3	1		
	鷹山	3	1		
平成31年1月17日	新政みえ	18	5	12	鷹山：3 公明党：2 大志：1 草の根運動いが：1 青峰：1
	自由民主党県議団	12	4		
	自民党	5	1		
	能動	3	1		
	日本共産党	2	1		
令和元年 5月	新政みえ	21	4	9	公明党：2 日本共産党：1 草の根運動いが：1
	自由民主党県議団	15	3		
	草莽	6	1		
	自民党	5	1		
令和2年 5月	新政みえ	21	4	9	公明党：2 日本共産党：1 草の根運動いが：1
	自由民主党県議団	15	3		
	自民党	5	1		
	草莽	5	1		
令和3年 5月	新政みえ	21	4	9	公明党：2 日本共産党：1 草の根運動いが：1
	自由民主党県議団	15	3		
	自民党	5	1		
	草莽	5	1		
令和3年 7月	新政みえ	21	4	9	公明党：2 日本共産党：1 草の根運動いが：1
	自由民主党	20	4		
	草莽	5	1		
令和3年 9月	新政みえ	21	4	9	公明党：2 日本共産党：1 草の根運動いが：1
	自由民主党	20	4		
	草莽	6	1		
令和4年 3月	新政みえ	20	4	9	公明党：2 日本共産党：1 草の根運動いが：1
	自由民主党	19	4		
	草莽	6	1		

委員は、5名以上の所属議員を有する団体（以下「会派」という。）が、その会派の所属議員のうちから選出する。各会派が選出する委員の数は、会派の所属議員数の比率を基準とする。

（少数会派の取り扱い）

4名以下の所属議員を有する団体（以下「少数会派」という。）のうち、2名以上の所属議員を有する少数会派は前項の規定にかかわらず、本委員会の同意を得て1名の委員を選出できるものとする。その他の少数会派の議員は、委員会を傍聴し、委員長の許可を得て発言することができる。

令和4年度 特別委員会(案)について

会派名	名称	所管事項(調査内容)
新政みえ	—	—
自由民主党	—	—
草莽	—	—
公明党	—	—
日本共産党	—	—
草の根運動いが	—	—

議長・副議長の在任期間等に関する申し合わせ事項

平成 20 年 9 月 2 日
代表者会議決定

[沿革]令和 3 年 12 月 22 日 改正

- 1 議長、副議長の在任期間については、議長を 2 年以内、副議長を 1 年とし、令和 4 年 5 月の議長、副議長の改選から適用する。
- 2 議長に立候補する者は、在任予定期間を、その理由も含め明らかにするものとする。ただし、立候補の際に 1 年を在任予定期間として明らかにした場合には、その在任予定期間を超えた後の再度の立候補を妨げない。

三重県議会役員選出申し合わせ事項

平成 12 年 5 月 15 日決定

平成 20 年 5 月 13 日決定

平成 21 年 5 月 12 日改正

平成 30 年 5 月 16 日改正

令和 3 年 5 月 13 日改正

- 1 三重県議会における正副議長の選出については立候補制とし、重複立候補は認めない。
- 2 立候補の届出は、所定の届出用紙に、5 名以上の推薦者（署名）を添えて行い、正副議長選挙を行う本会議開催日の前日（前日が休日にあたる場合は、その前の休日でない日）の午前 10 時から午前 12 時までの間に所信表明会座長に届け出る。
- 3 所信表明会座長は、議員のうちから、代表者会議（又は各派世話人会）において選出する。
- 4 立候補者は、所信表明会で抱負、経綸などの所信を表明する。
- 5 所信表明会は、立候補届出日の午後 1 時 30 分から全員協議会室で行い、進行は所信表明会座長があたる。
所信表明会の持ち時間は、一人 5 分程度とし、立候補者一人に対する質疑は、答弁を含めて 15 分程度とする。
- 6 所信表明会は公開とする。
- 7 所信表明の順序は届出順に、くじ引きを行い、決定する。

令和4年度

議会議員から選出される役員
(正副議長・各常任委員会別)

議				34~36
副				37
	議			38
総務	地域連携デジタル社会推進常任委員長			なし
戦略	企画雇用経済常任委員長			なし
環境	生活農林水産常任委員長			39
医療	保健子ども福祉病院常任委員長			40
防災	県土整備企業常任委員長			なし
教育	警察常任委員長			なし

議長を充て職とする各種団体等

22 団体

(1/3)

名 称	役職名	設置根拠	担当課	充て職と定めた理由	構成委員数(人)	議員選出数(人)	任期(年)	充 職 名	備 考
中部圏開発整備地方協議会	委員	法律	戦略企画部 政策提言・広域連携課	法律で 規定	委員 40	委員 1	—	議長	
県民功労者選考委員会	委員	実施要領	総務部 総務課	要領で 指定	委員 4	委員 1	4	議長	
中部国際空港二本目滑走路 建設促進期成同盟会	会員	規約	地域連携部 交通政策課	規約で 規定	会員 43	会員 1	—	議長	
関西国際空港 全体構想促進協議会	会員	規約	地域連携部 交通政策課	規約で 規定	構成団体 87	会員 1	—	議長	
リニア中央新幹線 建設促進三重県期成同盟会	顧問	規約	地域連携部 交通政策課	慣例	顧問 特別会員 77	顧問 特別会員 48	—	議長 議員	
リニア中央新幹線 建設促進期成同盟会(全国)	理事	規約	地域連携部 交通政策課	慣例	顧問 理事 185 109	理事 2	2	議長 総務地域連携デジタル社会推進 常任委員長	
三重県鉄道網整備 促進期成同盟会	顧問	規約	地域連携部 交通政策課	慣例	顧問 9	顧問 2	—	議長 総務地域連携デジタル社会推進 常任委員長	
全国鉄道整備促進協議会	顧問	規約	地域連携部 交通政策課	慣例	顧問 19	顧問 1	—	議長	
伊勢湾口道路建設 促進期成同盟会	顧問	規約	地域連携部 交通政策課	慣例	顧問 特別会員 31 127	顧問 特別会員 30	—	議長 津市、伊勢市、松阪市、名張市、 尾鷲市・北牟婁郡、鳥羽市、熊野 市・南牟婁郡、志摩市、伊賀市、 多気郡、度会郡 選出議員	
東海南海連絡道 建設促進期成同盟会	顧問	規約	地域連携部 交通政策課	慣例	顧問 特別会員 11 47	顧問 特別会員 30	—	議長 津市、伊勢市、松阪市、名張市、 尾鷲市・北牟婁郡、鳥羽市、熊野 市・南牟婁郡、志摩市、伊賀市、 多気郡、度会郡 選出議員	
東海南海交流会議	顧問	規約	地域連携部 交通政策課	慣例	顧問 17	顧問 1	—	議長	

議長を充て職とする各種団体等

(2/3)

名 称	役職名	設置 根拠	担 当 課	充て職と定 めた理由	構成委員数 (人)	議員選出数 (人)	任期 (年)	充 職 名	備 考
県営名古屋空港協議会	顧問	規約	地域連携部 交通政策課	慣例	顧問 11	顧問 1	-	議長	
三重県競技力向上対策本部	委員	規約	地域連携部 スポーツ推進局 競技力向上対策課	規約で 規定	委員 18	委員 1	-	議長	
新名神高速道路 建設促進期成同盟会	顧問	規約	県土整備部 道路企画課	慣例	顧問 65	顧問 22	-	議長 副議長 防災県土整備企業常任委員長 四日市市・桑名市・桑名郡・鈴鹿 市・亀山市・いなべ市・員弁郡・ 三重郡 選出議員	
三重県港湾審議会	委員	法律・ 条例	県土整備部 港湾・海岸課	条例で 規定	委員 14	委員 2	2	議長 防災県土整備企業常任委員	
東海環状道路 建設促進期成同盟会	会員	規約	県土整備部 道路企画課	規約で 規定	会員 29	会員 1	-	議長	
東海北陸自動車道 建設促進同盟会	会員	会則	県土整備部 道路企画課	会則で 規定	会員 54	会員 1	-	議長	
紀勢自動車道 建設促進三重県期成同盟会	顧問	規約	県土整備部 道路企画課	慣例	顧問 18	顧問 11	-	議長 総務地域連携デジタル社会推進 常任委員長 防災県土整備企業常任委員長 尾鷲市・北牟婁郡・熊野市・南牟 婁郡・多気郡・度会郡 選出議員	
全国高速道路建設協議会	理事	規約	県土整備部 道路企画課	慣例	理事 90	理事 1	2	議長	

議長を充て職とする各種団体等

(3/3)

名 称	役職名	設置 根拠	担 当 課	充て職と定 めた理由	構成委員数 (人)	議員選出数 (人)	任期 (年)	充 職 名	備 考
新名神高速道路 三重・滋賀建設促進県民協 議会	顧問	規約	県土整備部 道路企画課	慣例	顧問 53	顧問 21	—	議長 防災県土整備企業常任委員長 四日市市・桑名市・桑名郡・鈴鹿 市・亀山市、いなべ市・員弁郡、 三重郡 選出議員	
(公社)三重県防犯協会連合 会	顧問	定款	警察本部 生活安全企画課	慣例	役員 顧問 参与 13 3 2	顧問 1	2	議長	
四日市港利用促進協議会	顧問	規約	四日市港管理組合 振興課	慣例	役員 顧問 37 26	顧問 1	—	議長	

副議長を充て職とする各種団体等

1. 団体

名 称	役職名	設置 根拠	担 当 課	充て職と定 めた理由	構成委員数 (人)	議員選出数 (人)	任期 (年)	充 職 名	備 考
新名神高速道路 建設促進期成同盟会	顧問	規約	県土整備部 道路企画課	慣例	顧問 65	顧問 22	一	議長 副議長 防炎県土整備企業常任委員長 四日市市・桑名市・桑名郡・鈴鹿 市・亀山市、いなべ市・員弁郡、 三重郡 選出議員	

委員長を充て職とする各種団体等

3 団体

総務地域連携デジタル社会推進常任委員長

名称	役職名	設置根拠	担当課	充て職と定めた理由	構成委員数(人)	議員選出数(人)	任期(年)	充職名	備考
リニア中央新幹線建設促進期成同盟会(全国)	理事	規約	地域連携部 交通政策課	慣例	顧問 185 理事 109	理事 2	2	議長 総務地域連携デジタル社会推進 常任委員長	
三重県鉄道網整備促進期成同盟会	顧問	規約	地域連携部 交通政策課	慣例	顧問 9	顧問 2	—	議長 総務地域連携デジタル社会推進 常任委員長	
紀勢自動車道建設促進三重県期成同盟会	顧問	規約	県土整備部 道路企画課	慣例	顧問 18	顧問 11	—	議長 総務地域連携デジタル社会推進 常任委員長 防災県土整備企業常任委員長 尾鷲市・北牟婁郡・熊野市・南牟婁郡・多気郡・度会郡 選出議員	

役職員が委員会から選出される各種団体等

0 団体

総務地域連携デジタル社会推進常任委員

名称	役職名	設置根拠	担当課	充て職と定めた理由	構成委員数(人)	議員選出数(人)	任期(年)	充職名	備考
(該当なし)									

委員長を充て職とする各種団体等

0 団体

医療保健子ども福祉病院常任委員長

名称	役職名	設置根拠	担当課	充て職と定めた理由	構成委員数(人)	議員選出数(人)	任期(年)	充職名	備考
(該当なし)									

役職員が委員会から選出される各種団体等

1 団体

医療保健子ども福祉病院常任委員会

名称	役職名	設置根拠	担当課	充て職と定めた理由	構成委員数(人)	議員選出数(人)	任期(年)	充職名	備考
三重県社会福祉審議会	委員	法律	子ども福祉部 子ども福祉総務課	法律で規定	委員 20	委員 1	3	医療保健子ども福祉病院常任委員	

委員長を充て職とする各種団体等

3 団体

防災県土整備企業常任委員長

名 称	役職名	設置 根拠	担 当 課	充て職と定 めた理由	構成委員数 (人)	議員選出数 (人)	任期 (年)	充 職 名	備 考
新名神高速道路 建設促進期成同盟会	顧問	規約	県土整備部 道路企画課	慣例	顧問 65	顧問 22	—	議長 副議長 防災県土整備企業常任委員長 四日市市・桑名市・桑名郡・鈴鹿 市・亀山市、いなべ市・員弁郡、 三重郡 選出議員	
紀勢自動車道 建設促進三重県期成同盟会	顧問	規約	県土整備部 道路企画課	慣例	顧問 18	顧問 11	—	議長 総務地域連携デジタル社会推進 常任委員長 防災県土整備企業常任委員長 尾鷲市・北牟婁郡・熊野市・南牟 婁郡、多気郡、度会郡 選出議員	
新名神高速道路 三重・滋賀建設促進県民協 議会	顧問	規約	県土整備部 道路企画課	慣例	顧問 53	顧問 21	—	議長 防災県土整備企業常任委員長 四日市市・桑名市・桑名郡・鈴鹿 市・亀山市、いなべ市・員弁郡、 三重郡 選出議員	

役職員が委員会から選出される各種団体等

1 団体

防災県土整備企業常任委員会

名 称	役職名	設置 根拠	担 当 課	充て職と定 めた理由	構成委員数 (人)	議員選出数 (人)	任期 (年)	充 職 名	備 考
三重県港湾審議会	委員	法律・ 条例	県土整備部 港湾・海岸課	条列で 規定	委員 14	委員 2	2	議長 防災県土整備企業常任委員	

(議員) を充て職とする各種団体等

団休数 (2)

様式 2

名 称	役職名	設置根拠	担 当 課	充て職と定めた理由	構成委員数 (人)	議員選出数 (人)	任期 (年)	充 職	名	備 考
三重県環境審議会	委員	法律・条例	環境生活総務課	条例で規定	委員 26	委員 3	—			三重県環境審議会条例第3条第1項
三重県都市計画審議会	委員	法律	県土整備部 都市政策課	政令に基づき 条例で規定	委員 24	委員 6	—			

令和4年度 議会議員から選出される役員等(団体別)

区分	団体名	選出される議員および就任役職名				選出される根拠	備考	
		議長	副議長	常任委員長	常任委員			
直接推薦	三重県環境審議会				委員 3	三重県環境審議会条例3条1項 県議会の議員		
	三重県都市計画審議会				委員 6	三重県都市計画審議会条例2条1項4 県議会の議員		
審議会	三重県港湾審議会	委員 1		委員 1		三重県港湾審議会条例4条1項 県議会の議員		
	三重県社会福祉審議会			委員 1		社会福祉法8条 都道府県の議会の議員		
期成・促進同盟会	中部国際空港二本目滑走路 建設促進期成同盟会	会員 1				中部国際空港二本目滑走路建設促進期成同盟会規約4条 三重県議会議長		
	リニア中央新幹線 建設促進三重県期成同盟会	顧問 1			特別会員 48 *	慣例	* 議員(議長含む)	
	リニア中央新幹線 建設促進期成同盟会(全国)	理事 1		理事 1		慣例		
	三重県鉄道路網整備促進期成同盟会	顧問 1		顧問 1		慣例		
	伊勢湾口道路建設促進期成同盟会	顧問 1			特別会員 30 ※	慣例	※ 該当選挙区 選出議員	
	東海南海連絡建設促進期成同盟会	顧問 1			特別委員 30 ※	慣例	※ 該当選挙区 選出議員	
	新名神高速道路建設促進期成同盟会	顧問 1	顧問 1	顧問 1	顧問 19 ※	慣例	※ 該当選挙区 選出議員	
	東海環状道路建設促進期成同盟会	会員 1				東海環状道路建設促進期成同盟会規約4条 県議会議長		
	東海北陸自動車道建設促進同盟会	会員 1				東海北陸自動車道建設促進同盟会則5条 県議会議長		
	紀勢自動車道 建設促進三重県期成同盟会	顧問 1		顧問 2	顧問 8 ※	慣例	※ 該当選挙区 選出議員	
	小計	163	11	1	5	2	144	163
		14団体						

議員から選出される役員 (資料1)

令和4年度 議会議員から選出される役員等(団体別)

区分	団体名	推薦・選出数	選出される議員および就任役職名				選出される根拠	備考
			議長	副議長	常任委員長	常任委員		
協議会	中部圏開発整備地方協議会	1	委員 1				中部圏開発整備法8条3項2 関係県議会の議長	
	関西国際空港全体構想促進協議会	1	会員 1				関西国際空港全体構想促進協議会規約4条 2項 別表 三重県議会	
	全国鉄道整備促進協議会	1	顧問 1				慣例	
	県営名古屋空港協議会	1	顧問 1				慣例	
	全国高速道路建設協議会	1	理事 1				慣例	
	新名神高速道路 三重・滋賀建設促進県民協議会	21	顧問 1		顧問 1		顧問 19 ※	※ 該当選挙区 選出議員
	四日市港利用促進協議会	1	顧問 1				慣例	
	県民功労者選考委員会	1	委員 1				県民功労者表彰実施要領8(1) 議会代表	
	東海南海交流会議	1	顧問 1				慣例	
	(公社)三重県防犯協会連合会	1	顧問 1				慣例	
三重県競技力向上対策本部	1	委員 1				規約		
小計	11団体	31	11	0	1	0	19	31
総計	25団体	194	22	1	6	2	163	194

議員から選出される役員 (資料1)

行政部門別常任委員会の委員長について

平成 25 年 5 月 14 日代表者会議決定
令和 3 年 5 月 13 日代表者会議改正

(委員長)

行政部門別常任委員会の委員長は、過去に当該委員会に属したことがある委員等を充てるように努める。

ただし、過去に行政部門別常任委員会の委員長を務めた者はこの限りでない。

なお、平成 23 年 5 月 9 日各派世話人会決定「行政部門別常任委員会の委員長及び副委員長について」は廃止する。

R3. 12. 22 代表者会議 資料 1-1

議員選出監査委員の在り方に関する検討結果報告（抜粋）

6 検討結果（まとめ）

地方自治における議会の主要な機能の一つは、知事等の事務の執行の監視及び評価であり、議会と監査委員の役割は重なるところがある。このため両者が専門性や独立性を保ちつつ、相互に補完し合って自治体のガバナンスを確立させることが有効と考える。

監査においては、三重県では現在、財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して精通している識見監査委員と政策面に精通している議員選出監査委員が監査することで、相互に専門性を活かしながら、補完し合って、中身の濃い監査を行っており、また、議会としては、監査委員で経験した財政面等での知識を議会活動で活かすことができるなどのメリットもあることから、現時点では、現状の議員選出監査委員 2 人の選出を継続することとする。

しかしながら、検討の過程で、議会と監査委員との役割分担の明確化や議員選出監査委員に求められる議員経験年数等の資質をどう担保するかなどの課題も明らかとなった。

そこで、議会と監査委員との役割分担について、改めて次のとおり確認する。

- ・議員選出監査委員に選任された議員は、監査業務を遂行するにあたっては、常に公正不偏の態度を保持し、監査をしなければならない。
- ・議会は、監査委員の審査に付した決算を、議会として審査し、議決しなければならない。このため、議員選出監査委員は、監査委員の立場と議員の立場の二面性を持つことになり、審査の際は、自らが監査委員として関与した事項についての質問や監査委員に対する質問は行わず、採決の際は、議員の立場に立つ。
- ・議会は議会として、独立した立場で議会としての監視機能を発揮し、審査を行う。

なお、議員選出監査委員に求められる議員経験年数等の資質面をどう担保していくかという課題については、今後の議員選出監査委員の在り方も含め、次期改選後、社会情勢等を勘案し、然るべき時期にあらためて検討していくこととする。

監査委員である議員の議会役員就任についての議会運営委員会の申合せ事項

〔平成14年5月7日 議会運営委員会決定〕

〔沿革〕平成19年3月13日改正

監査委員である議員については、常任委員会委員及び特別委員会委員以外の議会の各種役員に就任しないこととする。

三重県議会から選出する四日市港管理組合議会議員の 在任期間に係る申合せ

平成21年2月2日
代表者会議 決定

三重県議会から選出する四日市港管理組合議会議員の在任期間については、下記のとおりとし、平成21年5月の組合議会議員の補欠選挙から適用する。

ただし、平成21年5月の補欠選挙において選出する5人のうち2人は2年、3人は1年とする。

記

三重県議会から選出する四日市港管理組合議会議員の在任期間については、三重県議会議員一般選挙後の最初の組合議会議員選挙において選出する5人のうち2人は2年、3人は1年とし、2年目の補欠選挙において選出する3人のうち2人は2年、1人は1年とし、3年目の補欠選挙において選出する3人のうち2人は2年、1人は1年とし、4年目の補欠選挙において選出する3人は1年とする。

なお、組合議会議員が在任期間中に欠けたときは、後任者の在任期間は、前任者の残任期間とする。

〔参 考〕

1年目	A議員	B議員	C議員	D議員	E議員
2年目	A議員	B議員	F議員	G議員	H議員
3年目	I議員	J議員	F議員	G議員	K議員
4年目	I議員	J議員	L議員	M議員	N議員

※〔参考〕平成27年度～令和3年度の状況

平成27年度	彦坂議員	石田議員	廣議員	藤田議員 (議長)	野口議員
平成28年度	彦坂議員	石田議員	下野議員	服部議員 (議長)	芳野議員
平成29年度	田中(智) 議員(議長)	山本(勝) 議員	下野議員	服部議員	芳野議員
平成30年度	田中(智) 議員	山本(勝) 議員	小島議員	後藤議員	津田議員 (議長)
令和元年度	喜田議員	山崎議員	下野議員 (議長)	山内議員	山本(里) 議員
令和2年度	喜田議員	山崎議員	杉本議員	長田議員	小林(正) 議員(議長)
令和3年度	平畑議員	石田議員	杉本議員 (議長)	長田議員	野口議員
令和4年度	平畑議員	石田議員			

1 監査委員の選出数と定数について

	選出すべき議員数	配分数						
		新政みえ	自由民主党	草莽	公明党	日本共産党	草の根運動いが	
監査委員	2 (従来)							
所属議員数		20	19	6	2	1	1	

2 四日市港管理組合議会議員の選出数と配分について

	選出すべき議員数	配分数						
		新政みえ	自由民主党	草莽	公明党	日本共産党	草の根運動いが	
四日市港管理組合議会議員	無(2年任期)							
	3(1年任期)							
所属議員数		20	19	6	2	1	1	

3 各種審議会委員の選出数と配分について

	選出すべき委員数	配分数						
		新政みえ	自由民主党	草莽	公明党	日本共産党	草の根運動いが	
環境審議会	3							
都市計画審議会	6							
所属議員数		20	19	6	2	1	1	

広聴広報会議 会派別構成

※座長を除く

年度	会派別委員数(()内は会派人数)						計	定数		
21	新政みえ	3 (23)	自民みらい	3 (21)	共産党	1 (2)	公明党	1 (2)	9	座長を 除き10人 以内
	「想造」	1 (1)								
22	新政みえ	3 (23)	自民みらい	3 (21)	共産党	1 (2)	公明党	1 (2)	8	
	「想造」	0 (1)								
23	新政みえ	3 (24)	自民みらい	3 (21)	鷹山	1 (3)	公明党	1 (2)	9	
	みんなの党	1 (1)								
24	新政みえ	3 (24)	自民みらい	3 (21)	鷹山	1 (3)	公明党	1 (2)	9	
	みんなの党	1 (1)								
25	新政みえ	3 (24)	自民みらい	3 (20)	鷹山	1 (3)	公明党	1 (2)	9	
	みんなの党	1 (1)								
26	新政みえ	3 (23)	自民みらい	3 (20)	鷹山	1 (3)	公明党	1 (1)	10 ※	
	能動	1 (1)	新しい翼	1 (1)						
27	新政みえ	4 (23)	自民党	3 (18)	鷹山	1 (3)	公明党	1 (2)	10	
	日本共産党	0 (2)	能動	1 (1)	大志	0 (1)	草の根運動みえ	0 (1)		
28	新政みえ	4 (21)	自民党	3 (17)	鷹山	1 (3)	公明党	1 (2)	10	
	日本共産党	0 (2)	能動	1 (1)	大志	0 (1)	草の根運動いが	0 (1)		
29	新政みえ	4 (21)	自民党	3 (17)	鷹山	0 (3)	公明党	0 (2)	10	
	日本共産党	1 (2)	能動	0 (1)	大志	1 (1)	草の根運動いが	0 (1)		
	青峰	1 (1)								
平成 30	新政みえ	4 (18)	自由民主党 県議団	3 (12)	自民党	(5)	能動	(3)	10	
	鷹山	(3)	公明党	(2)	日本共産党	1 (2)	大志	1 (1)		
	草の根運動いが	(1)	青峰	1 (1)						
令和 元	新政みえ	4 (21)	自由民主党 県議団	3 (15)	草莽	1 (6)	自民党	(5)	10	
	公明党	1 (2)	日本共産党	(1)	草の根運動 いが	1 (1)				
令和 2	新政みえ	4 (21)	自由民主党 県議団	3 (15)	自民党	(5)	草莽	1 (5)	10	
	公明党	1 (2)	日本共産党	(1)	草の根運動 いが	1 (1)				
令和 3	新政みえ	4 (20)	自由民主党	2 (19)	草莽	1 (6)	公明党	(2)	8 ※	
	日本共産党	1 (1)	草の根運動 いが	(1)						

※H26年度は、H27年1月19日以降の状況を記載(この日から能動の1人が委員に加わった。)

※R3年度は、R4年3月24日以降の状況を記載(この日から自由民主党の1人が欠員となった。)

